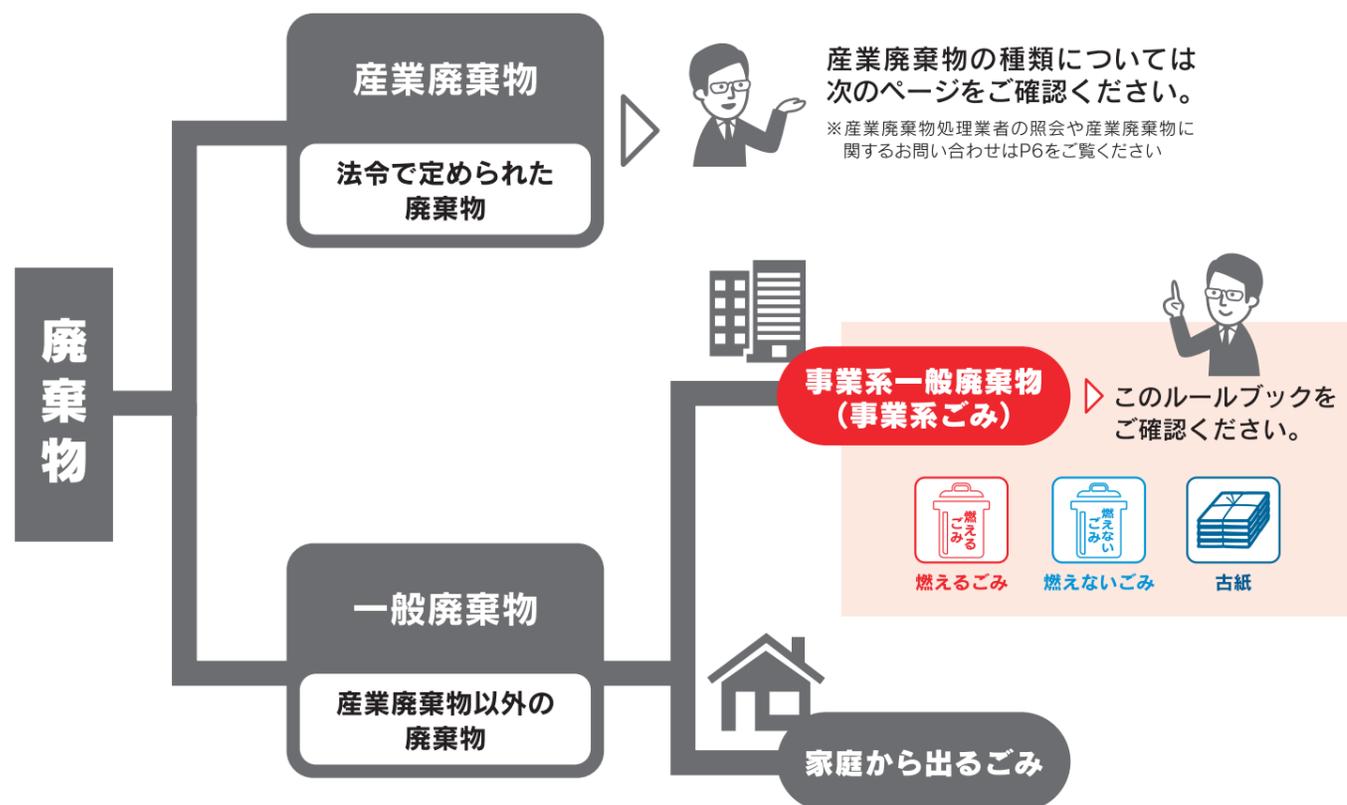




事業系一般廃棄物とは



廃棄物のうち、産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物(事業系ごみ)です。事業活動とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



産業廃棄物の種類と具体例



産業廃棄物は20種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①~⑫)と特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬~⑲)とがあります。

種類	具体例	種類	具体例		
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ	特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥等		⑭ 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油等		⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液		⑯ 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液		⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等金属性家具類(机、ロッカー等)		⑳ 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等			
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等熔解炉かす等			
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物			
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの			



事業所から出るごみを家庭ごみとして出すことはできません。

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業所から出るごみは規模に関わらず、必ず事業者の責任で適正に処理してください。



不法投棄や野外焼却は犯罪です。

一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科せられます。



5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその両方が科せられます。

上表①、②、⑥、⑨、⑪、⑬、⑮の産業廃棄物のうち中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者が福岡市内で排出した産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、市の処理施設でも受入れています。自己搬入する場合は自己搬入ごみ事前受付センターへ(P8参照)